

“反貧困ネットワーク”全国集会 2020

反貧困の運動を展開する人々が集まって今の課題とその解決の方向性を探る会が 2020 年 2 月 15 日上智大学において開催されました。

瀬戸氏は開会の辞で “年越し派遣村から 10 年以上たっても何も解決されていない！” 国民の 6 人に 1 人が貧困、7 人の子どもがいれば 1 人が貧困、一人親世帯にいたっては 2 世帯に 1 世帯が相対的貧困の日本は、社会保障の貧困であり、労働政策の貧困、まさに政治の貧困だと現状批判。福島からの避難者は今でも 4 万 8000 人。避難者は国家公務員住宅から退去を求められ 2 倍の家賃を要求されている・・・オリンピックの名の下で野宿者の追い出しが・・・



2020/02/15

「自己責任の社会から希望の持てる社会にしよう」と本集会の目的が語られました。

第一セッションでは “当事者の声を聞く” と題して竹信さんの司会の下「しんぐるまさ-ずふお-らむ」「高等教育無償化プロジェクト」「官製ワーキングプア研究会」からそれぞれの課題と解決の方向性が提起されました。

しんぐるまさ-ず・ふお-らむの赤石さんは、『新入学お祝い金事業』を開始した背景としてひとり親世帯の現状を分析。

母子世帯は 123.2 万世帯、父子世帯 18.7 万世帯で一人親になった理由の 80% が離婚（精神的虐待・暴力や DV など）とのこと。ひとり親世帯の相対的貧困率は 50.8% で OECD 調査中最も悪い国。しかも就業率は母 81.8%、父 85.5% と働いても働いても貧困の状況。年間収入で最も多いのが 200 万円～100 万円、これでは生活が苦しい。預貯金 0 が 23%、10 万円以下では 40%。しかも健康状態が悪い方が 3 人に 1 人。公からの児童扶養手当の支援があるが支給のタイミングが悪く必要なときに入金されていない問題があると。又、4 ヶ月に 1 回の入金では収入に波が合って・・(2020 年からは 2 ヶ月に 1 回なること)。

年収 100 万円前後では入学時にかかる 10 万円（高校は 30 万円以上）のお金を調達できません。少しでも緩和できればと小・中学生・大学生には 3 万円、高校生には 4 万円の入学お祝い金事業を始めたとのことです。



*国等の支給の仕方が当事者が必要な時でなく必要な時の後で支給されるタイミングの悪さを指摘。就学給付の前倒し支給、高校生への就学支援給付金の前倒し支給が必要と。

*シングルマザーに対しては女性は被扶養者だから安くてもいいでしょうというこれまでのジェンダー差別・女性差別によって働いても低い収入になってしまう。

*子どもへの援助内容を親の所得で差別するのはオカシイ。選別主義でなく普遍主義福祉の支援にすべきと。ただ当面は 370 万円の収入制限を 590 万円へと押し上げていきたいと、語りました。

高等教育無償化プロジェクトの岩崎さんからの報告。大学生を中心に高等教育無償化を目指して活動。国立大学を含めて大学の学費が高くなり授業料を払うためにアルバイトをして勉強する時間がなくなったり、進学をあきらめたりするケースが出てきている。何とか「学費の値下げ」更に「高等教育費無償化」を実現する為みんなの声をあつめて声をあげていかなければ・・との思いで行動を。

教育への公的支出は OECD 調査では GDP 比でフィンランドは 1.8%、日本は 0.5% と教育への公的支出が最も少ない国日本。この問題を是正させなければ・・・先般「高等教育無償化法案」が出されて議論されたが“真に支援が必要な人に支援を”といつて世帯収入 270 万円未満に限定する選別の福祉に対しては批判。公的支出が最低という姿勢を是正して“普遍的福祉として学費の無償化をすべきと主張。根本的な解決の方向性を実現させるために小さな力でも声を上げていくと語りました。

官製ワーキングプア研究会の白石さんは非正規公務員の現状と問題点を語りました。

* 地方公務員は非正規約 64~70 万人で 30% 以上。その 70% が女性であると。新しい相談業務などはほとんど非正規によって担われているのが現実。

* 公共サービスを担う人々が今非正規から更に“アウトソーシング”へと展開されその実態が分からなくなっている。

* 公務員には労働契約法の適用がなく、それ故、“非正規 5 年継続雇用の正規化への転換規定”が非正規公務員には適用されない。又雇い止めに対する訴訟でも労働者が勝てない結果になっている。

* 2020 年 4 月 1 日から施行される『会計年度任用職員制度』は非正規公務員の待遇改善といわれていたが、その実態は“労働時間での差別化”“1 年有期という不安定な非正規公務員の合法化・固定化”でしかない。

会計年度任用職員はフルタイムの方には給料・期末手当・退職金が支払われるが、1 分でも短い方はパートタイムとして報酬・期末手当であり、これまで訴訟判例で出されていた退職金を払うと違法になってしまう。又、期末手当として国の地財計画で 1700 億円手当てされているのに 2.6 ヶ月期末手当を出す代わりに毎月の報酬を切り下げることが行われている。これが改正か？

* 公務災害について非正規と正規と差別。北九州市において非正規の公務員が公務災害にあったが当事者、遺族が公務災害請求を出来ない（条例に規定）事件が発生。自治体の条例の規定の仕方に問題ありとして総務省が条例改正の文案を出したが裁判では改正前の規定を採用し当事者敗訴。

* 住民の命を守る仕事である相談業務（児童相談所など）が非正規の職員によって担われ十分に機能していない。

以上の問題点を指摘し白石さんは政府の「お金がないからなかなか・・・」といった声に対しては、市民の側から提言することで必要なことを最優先で遣らせるべき。行政と市民との協働を作っていく必要性を訴えました。

そのほかにも「わっぱの会」からは困窮者への生活資金貸与「ソーネ基金」活動の展開を、韓国の公共給食センター長のチョンさんからは学校給食の無償化・有機と公共給食の活動を、ハウジングファーストの武石さんからは「住まいは人権である」の視点から路上生活者へ“個室アパート”的提供から生活支援をしている活動内容が語られました。

日本社会のあらゆる領域での貧困・困窮の問題が提起されました。当事者の声から次の一手が導き出され一歩でも分かち合いの社会への転換が進められればと思われました。

**「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144
*活動報告をホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。**



2020/02/11撮影